

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成30年3月14日提出

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 岩本 信之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 高橋 慎
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3431

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ダイワ新興4カ国株式ファンド（ダイワSMA専用）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

「ダイワ新興4カ国株式ファンド（ダイワSMA専用）」は、現在受益者が1名であり、その受益者が全口数を換金したい意向があるため、繰上償還を実施します。これに伴い、平成29年9月13日付で提出した有価証券届出書の記載事項につき、申込期間および信託期間に係る記載事項を新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

（ 下線部 _____ は訂正部分を示します。 ）

第一部 【証券情報】**(7) 【申込期間】**

< 訂正前 >

平成29年9月14日から平成30年6月18日まで（継続申込期間）

< 訂正後 >

平成29年9月14日から平成30年3月14日まで（継続申込期間）

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(2) 【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

平成20年7月16日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

< 訂正後 >

平成20年7月16日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

平成30年3月16日

繰上償還（予定）

第2 【管理及び運営】

3 【資産管理等の概要】

(3) 【信託期間】

<訂正前>

平成20年7月16日から平成30年6月20日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

<訂正後>

当ファンドは、平成30年3月16日をもって繰上償還となる予定です。

なお、信託期間に関する信託約款の規定は、次のとおりとなっています。

平成20年7月16日から平成30年6月20日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。